

北海道十勝・新得町地域おこし協力隊
「チーズ加工を目指した特色ある放牧酪農推進員」募集要項

新得町は、北海道十勝地方北西部の中山間に位置し、面積は全国の町村で7番目の広さを誇っています。町の総面積約1,064 km²のうち約90%が森林で、大雪山国立公園にも指定されている緑深い自然豊かな町です。

現在、新得町では「新得産食材の提供による新たな消費者の掘り起こしと高付加価値化、特産品の知名度アップ」のため各種支援や振興策を実施していますが、更なる振興のために新たな発想やノウハウ、地域振興への熱意を持った人材を必要としています。

そこで、新得町ではこうした地域課題に鑑み、都市地域等から人材を積極的に誘致し、地域における活動によって地域の活性化や移住定住の促進を図るとともに、その人材の定住・定着を図るため、以下のとおり「地域おこし協力隊」の隊員を募集します。

記

1. 募集人数

2名

2. 応募条件

- (1) 年齢は概ね45歳以下とし性別は問いません
- (2) 申込時点で、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎・山村・離島・半島など条件不利地域に該当しない市町村）に在住し、採用後に新得町に住民票を異動し、居住できる方
※現住所が該当するか不明な方は、お問い合わせください。
- (3) 心身ともに健康である方
- (4) 下記の各号に該当しない方
 - ア. 成年被後見人又は被保佐人
 - イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - オ. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 普通自動車運転免許を有し、日常の運転に支障の無い方（AT限定不可）
- (6) 本人及び転入する同居する親族に市町村民税の滞納のない方
- (7) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域になじむ意思のある方
- (8) 地域おこし協力隊の活動期間終了後も新得町内に定住し、就業しようとする意欲を持っている方
- (9) 酪農、チーズの知識を持っている、もしくは酪農、チーズに関心があり、意欲的に情報を得ようとしている方
- (10) 経験者・未経験者を問いません

3. 業務・活動内容

- (1) チーズ向けの牛乳生産を目指した酪農業務（放牧酪農）
- (2) 地域に貢献できるチーズ製造者になるための技術習得
- (3) その他、チーズ作りに必要な牛乳の生産に係る業務等、必要と思われる活動全般
※新得町と研修受入協定を締結した団体・企業での活動となります。

4. 活動地域
新得町全域

5. 委嘱・任期等

(1) 任期

任用の日（原則、応募締切の翌々月1日）～当該年度末まで
ただし、業務・活動状況等の評価を行い、最長3年（36月）まで任期を延長します。

(2) 身分

「新得町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、町長が委嘱します。

(3) 兼業

兼業は禁止しています。そのため、任用期間中は他の仕事を掛け持つことはできません。

6. 居住地・住居

新得町内の町指定の住宅に入居していただきます。

7. 勤務日及び勤務時間

(1) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分（休憩1時間・実働7時間45分）

ただし、始業・終業時刻は、業務により変動します。

※時間外、休日等の勤務については、振替休日により対応します。

(2) 休 日 土曜日及び日曜日、祝日、12月31日から翌年1月5日までの日

ただし、休日（週2日、祝日）は業務により変動します。

(3) 年次休暇 年10日間（未使用分は最大10日間繰り越し可）

8. 報酬・福利厚生等

(1) 報 酬 月額165,000円

（社会保険料、雇用保険料等の本人負担分が差し引かれます）

(2) 保 険 等 社会保険（健康保険、厚生年金保険）、雇用保険、労働者災害補償保険加入

(3) 通勤手当 なし

(4) 住 居 費 民間賃貸住宅を町が借り上げて無償で貸与します。

なお、家具などの日常生活用品は個人で用意していただきます。

また、火災保険料及び水道・光熱費は自己負担となります。

(5) その他 必要に応じて被服等貸与します。

9. 応募手続き等

(1) 募集締切

毎月20日まで必着とします。

(2) 提出書類

- ・新得町地域おこし協力隊応募用紙
- ・履歴書（写真添付）
- ・住民票の抄本（応募時点のもの／本籍、マイナンバーは不要）
- ・活動目標レポート（様式任意、800字前後）

テーマ：私が考える特産品の魅力作りと町おこし

(3) 受付場所

〒081-8501 北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地

新得町役場地域戦略室

TEL：0156-64-0521 FAX：0156-64-4013

E-mail：chisen@town.shintoku.hokkaido.jp

10. 選考

(1) 第1次選考（書類選考）

書類選考の上、結果を「応募締切の翌月上旬」までに応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考（面接選考）

第1次選考合格者を対象に新得町において面接選考を実施します。

日時等は、第1次審査結果を通知する際に通知します。（「応募締切の翌月中旬」を予定）

※応募に係る費用（応募用紙提出、面接会場までの交通費等）は、すべて応募者の負担となります。

※応募条件資格がないこと、応募用紙の記載事項に事実と異なることが判明した場合は、合格、採用を取り消す場合があります。

11. 最終選考結果の報告

最終選考の結果は、選考後文書にて通知します。（「応募締切の翌月中旬」を予定）

12. 募集に関する質問

(1) 募集に関する質問は、別紙1の質問書により、郵送、FAX、メールで受け付けます。

（電話での質問は受け付けません。）

(2) 質問に対する回答は、質問者に対してメール又はFAXで回答します。

13. その他

(1) 新得町への転入手続きは、必ず採用後に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募資格がなくなり、採用を取り消す場合があります。

(2) 採用された方は、「マイナンバー」の提供及び「自動車運転免許証の写し」、「本人及び転入する同居する親族の市町村民税完納証明書（2ヶ年度分）」の提出が必要になります。